

第3回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 令和元年10月23日（水）15:00～17:00

場所 市役所本庁舎6階第3会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）審査事項

市民活動表彰者の選考について【資料1】

（2）協議事項

- ① 自治基本条例の見直しについて【資料2】
- ② 地域組織のあり方検討について【資料3、4】
- ③ 参画と協働のまちづくりフォーラムについて【資料5】
- ④ 委員会スケジュールについて【資料6】

（3）報告事項

審査結果報告

4 そ の 他

次回日程

5 閉 会

自治基本条例見直しのスケジュール(案)

第3回	●前回の見直しの流れ、過去の答申内容を共有 ↓
↓ 年度末	●委員へ見直し検討ワークシートを配布、庁内各課へ意見を照会 ↓
	●各委員、各課の意見を集約 ↓
来年度	●条例の見直し諮問 ↓
↓	●見直し検討の手法を確認、各委員・各課の意見について個別に検討 ↓
	●見直しとりまとめ ↓
	●答申案を作成、検討 ↓
	●答申

※参考【H28 年度市民自治推進委員会スケジュール】

H28.4.28	第1回	委員へ見直し検討ワークシート、前回の見直しの流れ、各課の意見集約状況を配布、説明
H28.5.24～6.17	各課へ意見の照会（メール）	
H28.6.30	第2回	補助金審査
H28.7.31	フォーラム	
H28.8.30	第3回	フォーラム振り返り、視察について
H28.10.27	第4回	表彰者選考、視察について
H28.12.20	第5回	視察中止に伴う市内先進地事例紹介、雲南市視察報告、条例の見直し（各課の意見集約状況、前回答申配布）
H29.1.17	第6回	条例の見直し諮問（市長出席）、見直し検討の手法について確認
H29.1.26	第7回	見直し検討、条例への意見（委員、各課）について個別に検討
H29.2.28	第8回	見直しとりまとめ
H29.3.17	第9回	答申書案について
H29.3.28	第10回	答申（市長出席）

平成29年3月28日

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市市民自治推進委員会

委員長 福島 猛 夫

鳥取市自治基本条例の見直しについて（答申）

平成29年1月17日付け発企協第569号で諮問のあった鳥取市自治基本条例の見直しについて、別紙のとおり答申します。

別紙

鳥取市自治基本条例の
見直しに係る答申書

平成29年3月28日

鳥取市市民自治推進委員会

1 答申にあたり

「鳥取市自治基本条例（以下「自治基本条例」）」は、市民と市が自治の主体であり、両者のたゆみない努力により自治を維持することを基本理念として明確にするとともに、市民、議会、行政の役割及び責務、参画と協働のまちづくりを推進するための仕組み、市政運営の在り方など、鳥取市のまちづくりの基本ルールを定めており、本市の自治の規範として位置づけられています。

また、第30条において、条例施行日から4年を超えない期間ごとに、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討することが定められており、定期的な条例の検討とその結果による必要な措置について、制度として保障しています。

第1回の諮問は、平成24年9月に行われ、市民自治推進委員会で熱心な協議を行い、住民投票についての考え方の整理や、危機管理条項の追加を提案する答申を行いました。これを受け、鳥取市では平成26年4月に危機管理条項を追加する条例の改正を行われ、現在に至っているところです。

平成29年1月、鳥取市市民自治推進委員会は、市長からの諮問を受け、計4回の委員会で、現在の社会情勢や市民活動の状況を踏まえながら、自治基本条例の条文について検討を行いました。限られた期間での作業となりましたが、各委員が本会で調査、議論してきた内容や、地域生活において現在の本市の状況を鑑み様々な視点から意見を出し合いましたので、その検討内容を総括し、以下の意見を答申します。

2 自治基本条例の見直し検討

1 検討の方法

条例の検証については、市長からの諮問を受け、本条例が本市のまちづくりの基本ルールとして、その役割を十分果たしているかという視点に立ち、市の各課の条例の運用状況、各条項における社会情勢の変化への適合状況、条例に基づく取り組み状況を検証しながら、新たな条項の追加の必要性等について審議を行いました。

審議にあたっては、条例制定時の委員の思いや、平成24年度に行われた第1回の条例見直し検討時に議論された内容も十分考慮しながら、全ての条項につき検討を行いました。

2 検討の結果

条項ごとに検討した結果、自治基本条例は本市に相応しく、社会情勢にも適合しているという意見で一致しました。

また、条例各条項に基づく運用状況については、概ね良好だと判断しましたが、引き続き市政に反映させるよう努力を求めます。

本条例を検討するにあたって、議論された主な点は以下のとおりです。

第2条（定義）関係

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1） 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。
- （2） 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- （3） 市 議会及び執行機関をいいます。
- （4） 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- （5） 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。
- （6） コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であつて、公益性を有する活動を行うものをいいます。

【意見】

「まちづくり」という言葉がよく出てくるが、どのようなことを「まちづくり」としているのか定義がない。そのため市民が「まちづくり」をいう言葉を、それぞれ独自に判断している可能性が有り、本条に用語の意義を書き示すことを検討すべきではないかと考える。

第7条（市民の権利）関係

（市民の権利）

第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。

- （1） まちづくりに参画し、協働すること。
- （2） 市が保有する情報を知ること。
- （3） 行政サービスを受けること。

【意見】

第2条（定義）の中で、市民の定義に「団体」が含まれるとされている。そのことに異論はないが、第7条の「人として尊重され」という文章になると、尊重を団体に修飾する言葉として使うことに違和感がある。

人ということになれば、少なくとも法人は含むと理解してよいと思うが、地域住民による任意の団体等をどう扱うのかが読み込みにくい。法人化されていない町内会などは含まれないと考えるので、この表現については今後の検討課題だと思われる。

第8条（市民の責務）関係

（市民の責務）

第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。

- （1） まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。
- （2） 行政サービスに伴う負担を分任すること。

【意見】

市民の責務として、（1） まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めることが定められているが、あいまいな表現であり、市民にわかりにくく感じる。もっと具体的に表現することで、市民の責務についての自覚や理解度が増すのではないかと考える。

よって、条文に、「地域住民間及び地域住民と行政間において共に助け合う地域社会を目指すため『自助、共助、公助』を実践すること」等、もう少し踏み込んで記載することを検討してはどうか。

第13条（コミュニティ）関係

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

- 2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。
- 3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。
- 4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。
- 5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

【意見】

条例の制定当初から、コミュニティの範囲は敢えて限定しないとの基本的立場に立っており、第2条第6号で規定する「コミュニティ」の定義でも、「地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織である」とされ、地域コミュニティとテーマコミュニティを区分はされていないことから、第13条第1項から第4項まではこの考えで問題はないと考える。

第5項については、平成24年の検討において、コミュニティを限定した方が分かりやすいのではないかという答申がなされているが、地区公民館の「社会教育団体の育成」という本来の業務を考えると、地縁によるコミュニティに限定する必要性はないと考える。

現状において、コミュニティの役割や活動状況は、4年前と大きく変化していないが、今後コミュニティの重要性が増してくると予想されるとともに、コミュニティの種類も多様化していることから、今後の社会情勢を十分注視しながら、本条例の記載については機会をとらえて検討を図る必要があると考える。

また、地区公民館の役割をきちんと方向付けるなど明確にすべきではないかとの意見があったが、現在市が新しい方向性を検討しており、今後の検討課題とする。

第 23 条（付属機関等の委員の選任） 関係

（付属機関等の委員の選任）

第 22 条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員(以下「委員」といいます。)を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

【意見】

鳥取市は「審議会等の設置・運営等に関する基準」において、女性委員の参画率向上の観点から、「審議会等における女性委員の選任割合が 40%を超えるよう留意すること」とされている。

平成 28 年 12 月 1 日時点で、鳥取市審議会の女性割合は 28.2%と基準を下回ることから、本条例に位置づけまでは求めないが、女性の登用についてもっと積極的に働きかける必要がある。

第 25 条（意見等への対応） 関係

（意見等への対応）

第 25 条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等(以下「意見等」といいます。)に対して、迅速かつ的確に対応します。

2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。

【意見】

第 25 条には「公平な扱い」についての記載が不足していると感じる。

また、第 2 項について、事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるのに、「施策等の改善に反映させる」と続くのはくどいように感じる。「施策等の改善に努めます。」とした方がわかりやすく積極性がありふさわしいと考える。

第 30 条（条例の見直し） 関係

（条例の見直し）

第 30 条 市長は、この条例の施行の日から 4 年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。

2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。

3 市長は、第 1 項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

[意見]

自治基本条例は、本市の自治の基本理念を定めるものであり、首長等の交代や、短期的な社会情勢等の変化に左右されるものではないことから、改定ありきの見直しは不要ではないかという意見があった。また、「4年を超えない範囲ごと」という表現から、3年11カ月は見直しをしなくてもいいというような間違った読み方をされる可能性があり、「随時行うことは当然のことながら」という文言を入れるべきではないかという意見もあった。

協議の結果、改正の必要があれば随時見直しをすることは当然であるが、本市の自治の規範となる本条例はいわば憲法のような位置づけであり、安易に改正されないよう、敢えて「随時」を入れず、改正しづらくしているものと、そのような状況において4年を超えない期間ごとに適合性を検討する規定を設けているのは、条例が形骸化しないためであり、加えて精神的な規定ではなく、具体的に市政で運用されていくものであることを明確にするためだという考えで意見の一致を見た。

3 その他の意見

- 自治基本条例に合致するかどうかはわからないが、鳥取市がもっと楽しく豊かになるためには、人を増やす事ではないかと思う。若者の人口を増やす施策をもっと真剣に考えてほしい。
- 町内会において女性町内会長や役員がほとんどいない状況である。そのような市民意識の中での女性登用は困難であり、町内会においても意識改革が必要であると考えている。
- まちづくり協議会という組織の存在は知られてきているが、「自治会」「まちづくり協議会」「地区公民館」の三者の位置づけが理解されていない。これからのまちづくりを進めるために、これらを整理し、それぞれの役割を明確にして市民に理解してもらう必要がある。
- 「協働」について、どこまでが市の範囲で、どこからが市民の範囲なのかについてなど、あやふやな部分がかなりあると思う。条文の中で線引きすることは非常に難しいと思うが、そのあたりを明確にしなければ、役を受けてくれる人もだんだんいなくなってしまうと思う。
- 市職員は日ごろから公平な扱いをする意識を持っていただきたい。発言者により対応が異なる場合がある。
- ホームページで情報提供をしているが、検索しても古い情報が先に出てきて、最新情報になかなか行きつけない場合があり、職員のやる気が疑われる。このようなことに気づくことから、職員の意識改革が進むのではないかと。

4 最後に

このたびの諮問に際し、市民自治推進委員会として、本市のまちづくりの根幹をなす参画・協働を念頭に熱心な議論を図ってきました。

鳥取市におかれては、この答申の内容を十分検討いただき、今後も自治基本条例の理念に基づく行政運営に努めるとともに、本市の自治を担う主体である「市民」と「市」が互いの特性を生かしながら協働してまちづくりを行うことで、市民一人ひとりが大切にされる豊かな地域社会が創造されることを期待しています。

平成25年3月21日

鳥取市長 竹内 功 様

鳥取市市民自治推進委員会
委員長 大久保 良隆

鳥取市自治基本条例の見直しについて（答申）

平成24年9月28日付け発企協第433号で諮問のあった鳥取市自治基本条例の見直しについて、別紙のとおり答申します。

別紙

鳥取市自治基本条例の
見直しに係る答申書

平成25年3月21日

鳥取市市民自治推進委員会

1 はじめに

鳥取市は、自治を担う「市民」と「市」がそれぞれの特性を生かしながら協働してまちづくりを行うための基本ルール「鳥取市自治基本条例」を、平成20年10月1日に施行しました。

本条例第29条には、定期的な条例の検討とその結果による必要な措置について、制度として保障しており、条例施行日から4年を超えない期間ごとに、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討することが規定されています。そのことから、鳥取市市民自治推進委員会は、平成24年9月に市長からの諮問を受け、第5回から第11回まで計7回の委員会を開催し、条例の検討を行いました。

自治推進委員会にとって、条例の検討作業は施行後初めてのことであり、かつ、限られた期間での作業となりましたが、各委員がそれぞれの経験に基づく意見を出し合い、慎重な審議が図られました。

2 自治基本条例に関する検証

1 検証の方法

条例の検証については、市長からの諮問を受け、本条例が本市のまちづくりの基本ルールとして、その役割を十分果たしているかという視点に立ち、市の各課の条例の運用状況、まちづくり協議会との意見交換、各条項における社会情勢の変化への適合状況、条例に基づく取り組み状況、新たな条項の追加の必要性等について審議を行いました。

2 基本条例見直しに関する項目

条例の検証にあたっては、条例制定時の委員の思いも大切にしながら、条例各条項が本市にふさわしいものであるか、社会情勢の変化に適合したものであるかという視点で、全ての条項につき検討し、そのなかでも本委員会が検討すべき条項及び事項として抽出した項目についてさらに論議しました。

その上で、しっかりと時間をかけて集中的に議論すべきであると考えた住民投票、新たな項目としての危機管理の追加の必要性、鳥取方式の地区公民館を拠点とした地域コミュニティの現状と課題の3点を中心に議論を進めました。

3 検証の結果

条項ごとに、社会情勢の変化への適合状況等について検証した結果、新たな項目として「危機管理」条項の追加が必要であるとの考え方で意見が一致しました。また、一部条文についてより市民に分かりやすい表記について検討しました。検証結果は以下のとおりです。

第2条（定義）関係

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

（4）参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。

【検証】

参画の意味は、意思決定に主体的に参加することであり、かつ、自律的に活動していくというところがポイントなのだが、この文章だとそのあたりが少し曖昧と思われる。

【提案】

例えば、「市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程の意思決定に主体的に関わり、自律的に活動に参加することをいいます。」という表記がより相応しいのではないかと考える。

第13条（コミュニティ）関係

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。

3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。

4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。

5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

【検証】

条例の制定当初は、コミュニティの範囲は敢えて限定しないとの基本的立場に立っており、第2条第6号で規定する「コミュニティ」の定義でも、「地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織である」とされ、地域コミュニティとテーマコミュニティを区分はしていない。第13条第1項から第4項まではこの考えで問題はないと考える。

ただし、条例施行から4年が経過し、あらためて条文を考えると、第5項のコミュニティを限定した方が分かりやすいのではないかと考える。

【提案】

例えば、「地区公民館を地域コミュニティの活動の主要な拠点施設として」という表記がより相応しいのではないかと考える。

第 18 条（情報の公開及び提供）関係

（情報の公開及び提供）

第 18 条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するように努めます。

2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。

3 前 2 項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

【検証】

ある地区のまちづくりを考えると、地域性に合うデータの存在はあらゆる面で重要な要素になるが、現在鳥取市においては、まちづくりの単位は地区であると言っているのに、地区で話し合うべきデータが存在しない。そのため、まちづくりをしていこうという意識喚起ができない状況がある。

【提案】

条例の運用として、「可能な限り地区を単位として」のまちづくりに必要な情報の積極的な作成及び公表なども考えていく必要がある。

第26条（住民投票）関係

（住民投票）

第26条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。

3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。

【検証】

住民投票については、各委員の意見が大きく分かれる問題でありましたが、現在本市は非常設型の住民投票制度を位置づけているため、常設型とした場合のメリット、デメリットを基本に議論を進めました。既に常設型の住民投票制度を導入している自治体の事例も参考にしながら、常設型住民投票条例のポイントとなる基本的な構成要素についての意見交換を行いました。

ポイントとして挙げられた構成要素のなかでも、投票対象事項としては、対象にできない事項をあらかじめ規定しておくといういわゆるネガティブリスト方式を採用することや、投票形式、成立要件、投票結果の取り扱い、請求の制限期間等については委員の意見の一致が得られましたが、発案権者や投票資格者に永住外国人や未成年者を含めるか否かでは一致できませんでした。

【提案】

結果として、現時点では常設型・非常設型のどちらかでの意見の一致は図れませんでした。以下に、常設型ないし非常設型の立場での主要な意見を列挙しますので、今後の社会情勢の変化などをよく見極めながら進める参考としていただきたい。

i 住民投票全体について

【常設型】

- ・地方自治の望ましさからいけば、理想はやはり常設型である。
- ・重要なもの、争点に関しては、市民もしっかりと考え住民投票をしていくという事例もできたので、そういう意味では常設にしていける時期がそろそろきているのではないかな。
- ・ネガティブリストをきちっと作成し、安易に頻繁に発動されることがないように要件を整えればいいのかと思う。
- ・私たち市民がいつでも議論を喚起できるような環境を整えていくことが、これからの地方自治にとっては、非常に重要ではないかなと思う。
- ・住民投票がどのように扱われるかという条件を整えることが重要なわけで、そのため

には、常設型にして、そのうえで、どういう時に住民投票が行われるのかということ
をきちんと定義することが、一番求められることだと思う。

【非常設型】

- ・行政施策については、議会が最高の決定機関である。常設型だと、議会軽視の社会環境を生み出すのではないか。
- ・投票のたびに、その執行に際し膨大な予算を使うことになる。
- ・市の行政施策の運営にとっても重大だというような場合に、市民の傾向を把握するための手段ないし方策として、そういった時に異議を認めたらいいのではないかと思うので、個別型で運用されるのがベストではないか。
- ・常設型にすると、議論が尽くせないままに投票に入る恐れがあるので、やはりそこは議会というものを絡めて、そこで審議してもらい、その意見というものを広く一般に知らしめて、自分の考えを固めるということは、大事だと思う
- ・市民の思いを踏まえて議会で議論を行い、その結果に基づき住民投票条例を制定する方が、より一般の市民にはわかりやすいと考える。
- ・今回の市庁舎整備に関する住民投票の経験を生かさないうで、制度ばかり前倒しで作るというのも、いささか現実と離れている気もする。

ii 住民投票条例の基本的構成要素について

意見の一致した項目

1 投票対象事項

- ・投票対象にできない事項をあらかじめ規定しておく方式で構わない（ネガティブリスト方式）。

2 発案権者の範囲

- ・住民、議員、首長の三者からの発案・発議可能とする。

3 投票の選択肢の形式

- ・基本的に二者択一。
- ・選択肢が2つに絞りきれない場合も想定されるため、但し書きで、3つ以上の選択肢を設定することも可能。

4 投票の成立要件

- ・投票率50%以上の場合に成立とする。

5 投票結果の取り扱い

- ・現行どおり、結果を尊重することにより。

6 請求の制限期間

- ・同一内容での住民投票を短期間に何度もすることを制限する。制限期間は2年程度を適当とする。

意見の一致しなかった項目

1 発案権者及び投票資格者の範囲（永住外国人の取り扱いについて）

【常設型】

- ・同じように税金を払っていて、同じように鳥取市民として、私たちと共に生活をしておられる永住外国人の方を排除する必要性がどこにあるのかなと思う。
- ・鳥取市の自治とかまちづくりという視点でこの問題を考えると、やはり、税金を払っているかどうかではなくて、生活そのものに影響するような施策については永住外国人にも影響はあるわけで、鳥取市がどういう施策を進めるかについては直接影響がある。そういう面では、永住外国人の意見を聞くというのも大事な視点だと思う。
- ・鳥取市が進めているまちづくりという営みの中で、永住外国人も当然参加していただくという視点に立てば、同じ目線でご意見をいただいてもよいのではないかな。
- ・国政の論理を地方にそのまま当てはめるとするのは、それはまた議論としては違ったものになるのではないかなと思う。
- ・国籍よりもそこに住んでいるメンバー、ステークホルダーという言い方をするが、そのステークホルダー同士で、この地域をどう創り上げていくのか、自分の住む環境をどうよくしていくのかという議論が、これからは大事なのではないかな。

【非常設型】

- ・税金というのは、そこに住む者が、利便性を享受するために払っているのであって、税金問題と参政権付与とは別だと考えた方がいい。
- ・住民投票というのは結局、政策本意の選挙みたいなものだから、住民投票そのものが選挙に近づいていくということではないのかなと思う。将来的に、そうなったときに、公選法上は日本国民に限っているのに、どうして住民投票では永住外国人を含むのかというつじつまの合わない話になりはしないか。
- ・投票というのは、実質的な参政権に結びつくのではないかな。永住外国人には、公職選挙法では及んでいない。よって含めるべきではないと思う。
- ・案件ごとに住民投票条例を制定し、そのなかで資格内容を検討・判断した方がいいのではないかな。
- ・条例で、公職選挙法等の規制がないから何でも決めていいということにはならないのではないかな、条例でそこを定めるにしても、関連する上位の法令を超えてまでは書けないのではないかな。
- ・地方参政権というのは法律の範囲内でしかできないことになっている。そういう建前である以上は、公職選挙法でどうなるのかというのを考えておかなければいけない。

2 発案権者及び投票資格者の範囲（未成年者の取り扱いについて）

- ・公職選挙法の動向を注視しなければならない。
- ・将来的には、市政を担う若い人たちにも影響するようなことがあれば、公職選挙法で定められている20歳にこだわることなく、年齢的なものは弾力的に考えていかなければならないことも出てくるかもしれない。

「危機管理」条項の追加について

〔検証〕

現在、約１７００自治体中、約２５０自治体で自治基本条例や同じ趣旨の条例が制定されています。本条例は、制定後４年が経過していますが、特に、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災以降、市民の「危機管理」に対する関心も高く、自治基本条例制定自治体の中でも、９７自治体が、危機管理に関する規定を設けており、本市においても、市民の安全・安心な暮らしを守るため、市民と行政の役割を明確にする新たな規定の追加が必要と考える。

〔提案〕

以下に「自助、共助、公助」の理念を踏まえて、条文の案を提案しますので、見直しの際には参考にしていただければと思います。

- １ 市は、市民の生命、財産を災害から守るため、災害に強い都市構造の整備及び行政の災害対応力の向上、並びに市民の災害対応力の向上に努めます。
- ２ 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。
- ３ 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、地域において相互に助け合えるよう連携及び協力体制の整備に努めます。

３ まとめ

自治基本条例第２９条の規定に基づき、本条例が本市のまちづくりの基本ルールとして、その役割を十分果たしているかという視点に立ち、市の各課の条例の運用状況、まちづくり協議会との意見交換、各条項における社会情勢の変化への適合状況、条例に基づく取り組み状況、新たな項目追加の必要性等について審議を行いました。

検証の結果、「危機管理」条項の追加など、新たな課題も明確になりました。特に、東日本大震災以降、「危機管理」に対する市民の関心や意識の高さを考慮し、現状にあった条項の追加の必要性等について検討していくべきであると考えます。

また、「住民投票」については、時間をかけ審議しましたが、意見の一致が図れず、両論を併記することとなりました。

主な意見としては、市民がいつでも議論を喚起できるような環境を整えるためにも常設型の住民投票条例の基本となる理念をこの自治基本条例にも規定すべきだとされる意見や、一方では、制度ばかり前倒しで作るとするのは現実的ではないのではないかとされる意見、事案ごとに個別条例が制定できる現行制度（非常設型）が好ましいなどの意見が交わされました。

今後も、自治基本条例の理念に基づく行政運営に努めるとともに、本市の自治を担う主体である「市民」と「市」が互いの特性を生かしながら協働してまちづくりを行うことで、市民一人ひとりが大切にされる地域社会を創造していただきたいと思います。

地域組織支援モデル事業一括交付金（取り組み前後の比較）

1. 組織の一本化

	変更前	変更後	備考
明治	明治地区公民館運営委員会 明治郷づくり協議会	明治郷づくり協議会	平成31年4月21日に規約変更
用瀬	用瀬地区公民館運営委員会 用瀬地区まちづくり協議会	用瀬地区まちづくり協議会	平成30年4月2日に規約変更
佐治	佐治地区公民館運営委員会 佐治町まちづくり協議会	佐治町まちづくり協議会	平成31年4月22日に規約変更

※いずれの地区も2つの組織（公民館運営委員会・まちづくり協議会）をまちづくり協議会に一本化

2. 組織体制の変更

	変更前	変更後	備考
明治	①総務広報部 ②生涯学習部 ③健康福祉部 ④防災・防犯部 ⑤自然環境部	①生涯学習・コミュニティ部 ②健康・福祉・人権部 ③安心安全部 ④自然環境・地域活性化部	「生涯学習部」に社会教育事業、総務広報事業の機能を持たせ、「生涯学習・コミュニティ部」に名称を変更
用瀬	①総務会 ②広報部 ③生活安全部 ④健康福祉部 ⑤教育文化部 ⑥地域美化部 ⑦地域活性化部	変更なし	
佐治	①健康・福祉部会 ②文化・スポーツ部会 ③地域・環境部会 ④広報部会	①健康・福祉部会 ②文化・スポーツ部会 ③地域・環境部会 ④広報部会 ⑤公民館事業部会	社会教育事業を担う、「公民館事業部会」を設置

（参考） ※令和元年9月末時点

- ・明治地区（人口：1, 120人 世帯数：444世帯 高齢化率：39.2% 集落：13集落）
- ・用瀬地区（人口：1, 104人 世帯数：435世帯 高齢化率：42.3% 集落：6集落）
- ・佐治地区（人口：1, 826人 世帯数：761世帯 高齢化率：49.5% 集落：27集落）

鳥取市市民自治推進委員会の視察について

地域組織のあり方検討や自治基本条例の見直し検討の参考とするため、自治推進委員会の視察を計画しています。

視察先を2つ設定し、2班（2日）に分かれて視察します。

1 日程(候補日)

11月19日（火）、26日（火）、27日（水）

※ いずれも日帰り、公用車での移動を想定

2 視察先(案)

案① 兵庫県朝来市

人口	30,297人（R1.9.30現在）
自治基本条例	「朝来市自治基本条例」を平成21年4月1日に施行。
地域組織の 設立状況	平成20年9月末までに市内全域に11の地域自治協議会（概ね小学校区単位）が設立。自治基本条例にも明文化されている。
市の支援制度	平成20年4月1日に地域自治協議会を対象とした地域自治包括交付金を施行。地域の自主的判断に基づいて用途を決定することができる。
その他	コミュニティセンター条例を平成17年4月1日に施行。指定管理制度を導入している。

※与布土地区への視察を調整中（11月19日か26日）。

案② 岡山県新見市

人口	29,135人（R1.9末現在）
自治基本条例	「新見市まちづくり基本条例」を平成17年3月31日に施行。
地域組織の 設立状況	令和元年度に地域運営組織を支局内に2団体設立。
市の支援制度	平成31年4月1日小規模多機能自治一括交付金を施行。市長の認可を受けた地域運営組織に対し交付している。

3 その他

視察後、視察を行っての所感や鳥取市でも導入した方がいいこと等についてレポートを提出いただきます。様式は別途ご用意します。

参画と協働のまちづくりフォーラムについて(たたき台)

1 テーマ

- ・地域の実情に合った制度の見直し（モデル事業の取組状況）について
- ・地域づくりと社会教育の融合について

2 時期

令和2年4～5月開催

3 内容

- ・講演
- ・地域による事例発表
- ・パネルディスカッション

4 その他

社会教育委員会議との共催

5 スケジュール(イメージ)

年内（～12月）	テーマの決定 ・視察で得た知見、委員会での話し合いなどを踏まえ、テーマを決定します。
1～3月	具体的な内容、構成の決定 ・開催日時、場所、内容、構成、時間配分、出席者などについて具体的に検討します。
3～4月	詳細な段取り、役割の決定 ・資料の内容、タイムスケジュール、委員の役割分担などを検討します。
4～5月	フォーラム開催 ・フォーラムを開催し、開催結果のまとめを行います。

平成30年度 参画と協働のまちづくりフォーラム

1 目 的

鳥取市が平成20年度を「協働のまちづくり元年」とし、市民との協働によるまちづくりの取組みを進め始めてから10年が経過した。この間、全61地区にまちづくり協議会が設立されるなど一定の成果が得られたが、急速な人口減少や地域課題の多様化などにより地域をとりまく環境は変化しており、地域によっては人材や資金の不足など組織や活動の維持継続に不安を抱えておられる状況である。実際に地域組織に関わる方たちに現状の課題を把握していただき、本フォーラムで得た知見を自身の地域に当てはめていただくことで、これからの地域組織のあり方を考える契機とすることを目的とする。

※ 地域組織… まちづくり協議会、地区公民館など一定の地域を単位としてつくられた様々な組織の総称

2 参加者

まちづくり協議会、地区公民館といった地域組織のあり方を中心テーマとするため、地域での具体的取組みに日々直接携わる方を本フォーラムの主な対象者とする。

約150名を想定

- ・まちづくり協議会、地区公民館関係者等 地区2名×61地区
- ・市民自治推進委員会委員 など

※ 地区公民館を通じて取りまとめを行い、一般周知はしない

3 予定日時

日にち：平成30年12月2日（日）

時 間：13：30～16：30

4 場 所

人権交流プラザ 3階大ホール （定員150名 ※ 会議机使用時）

5 内 容

- ① 先進事例の講演
- ② 本市におけるフィールドワーク実施地区の発表会
- ③ パネルディスカッション

6 主 催

鳥取市、参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会
（委員）

- ・鳥取市市民自治推進委員会委員 10名
- ・宮下地区まちづくり協議会長、宮下地区公民館長
- ・佐治町まちづくり協議会長、佐治地区公民館長

実行委員長

中川 玄洋（市民自治推進委員会委員長、地域組織のあり方検討アドバイザー）

司会進行

藤田 良二（市民自治推進委員会委員）

日 程

○ 13:30 開 会

あいさつ 実行委員長、鳥取市長 —————〔10分〕

○ 13:40 講演会 —————〔40分〕

講 師 豊岡市 政策調整部政策調整課 井上靖彦氏

演 題 私たちの地域は私たちでつくる～地域コミュニティ崩壊の危機に備える～

○ 14:20 発表会 —————〔50分〕

地域組織のあり方検討について（鳥取市）〔10分〕

フィールドワークでの検討内容、課題、今後について（宮下・佐治地区）〔各20分〕

○ 15:10 休 憩 —————〔15分〕

○ 15:25 パネルディスカッション —————〔55分〕

「これからの地域組織のあり方について」

パネリスト ・豊岡市井上講師

・宮下地区代表 ・佐治地区代表

・鳥取市長

コーディネーター ・中川委員長

○ 16:20 アンケート記入 —————〔10分〕

○ 16:30 閉 会

※ 参加者からの質問について

・質問票に記入してもらい、パネルディスカッション時に会場からの意見として取り上げる

※フォーラムのフォロー

フォーラムで得た知見を参考に、各地域において、自身の地域でのこれからの地域組織のあり方を考えていただく。

平成31年1月から2月ごろに開催予定のまちづくり協議会研修に各地域の考え方を持ち寄り、意見交換（グループワーク）を行う。

内容については、フォーラムで記入いただいたアンケートを参考にする。

平成30年度 参画と協働のまちづくりフォーラム 概要

日 時 平成30年12月2日（日） 13:30～16:30

場 所 人権交流プラザ

（当日日程は意見書15P参照）

参加人数 99名（内地区関係者86名）

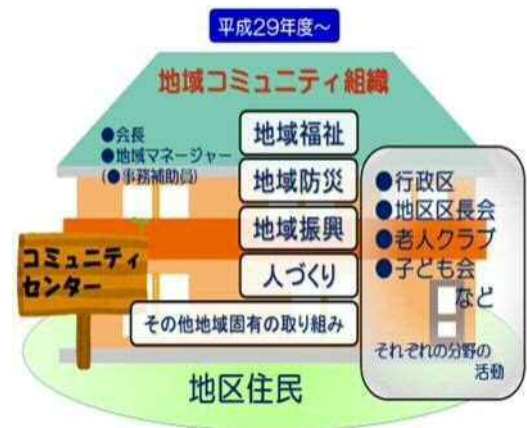
1. 講演会

講師：豊岡市政策調整課 井上靖彦 氏

- ・モデル地区の取組み（H26～H28）
- ・地域コミュニティに関する条例施行（H28.9）
- ・地域コミュニティ組織を認定（H29.4）

（市からの運営支援）

- ・コミュニティづくり交付金の交付（地域雇用職員の人件費、組織運営・活動費支援）
- ・コミュニティ活性化交付金の交付
- ・地域マネージャーの配置、人材育成



2. 発表会

発表：鳥取市企画推進部地域振興局長 安本哲哉、宮下地区公民館長 横山浩 氏、
佐治地区まちづくり協議会会長 小谷繁喜 氏

○まちづくりの取り組み開始から10年が経過して（課題）

宮下	・地区としての目標を定め、公民館とまちづくり協議会が一体となって取り組んでいる ・公民館運営委員会とまちづくり協議会の役員の多くが兼務している ・活動資金の流れが分かれているため事務処理が煩雑
佐治	・少子高齢化による地域と学校の連携や地域活動の担い手や後継者の不足 ・生活に必要なサービスや機能の縮小・後退に対する不安 ・行政まかせ、行政頼りから住民主体の取り組みへの転換の必要性

○地域がめざす姿

- ・組織と資金の流れを一本化し、地区内の様々な取り組みを一体的に進めていく。

○市に期待すること

- ・地区公民館とまちづくり協議会を一体化し、社会教育と地域づくり・コミュニティ活動を効率的・効果的に取り組む。
- ・市からの活動資金の一本化、公民館の地域運営に伴う人件費を含めた一本化。
- ・公民館を地域活動の拠点として、さらに活用するための施設の整備や充実。

3. パネルディスカッション

パネリスト：豊岡市 井上靖彦 氏、宮下地区まちづくり協議会会長 田中道春 氏、
佐治地区まちづくり協議会会長 小谷繁喜 氏、鳥取市長 深澤義彦

コーディネーター：実行委員会委員長 中川玄洋 氏

【組織体制について】

宮下・佐治：地域組織・役職の重複が多く無駄が多いため組織・資金の一本化を望む。

豊岡：豊岡市は、一括交付金としてコミュニティづくり交付金を制度化したが、地域に継続してほしい事業もあるため、全ての補助金を一本化することはできなかった。

市長：人、資金の流れを整理し、わかりやすくしたほうが良いのではないかと思います。行政から依頼する委員などについても、地域の状況を確認し、柔軟に人数等を調整していけるよう研究したい。

豊岡：豊岡市は、平成26年度から公民館とコミュニティを一体に進めるということで、地域コミュニティと社会教育を1部署で担当して検討を進めたため、スムーズな条例施行となった。公民館条例は廃止し、コミュニティセンターで公民館がすべき人材育成を継続するよう条例に規定した。

【住民意識の向上について】

宮・治：住民への活動の周知をしっかりと行いたい。

豊岡：自慢大会という地域が行った活動を発表し合う機会を設けた。

佐治：まちづくり協議会では今年から事業評価を行っており、自分達で事業の目的を考え、その達成度を評価し、翌年の計画に反映させる取組みを始めた。

市長：住民意識を深めることは増々重要になってくる。他地区の取組みを鳥取市が紹介することも重要だと思う。

【まとめ】

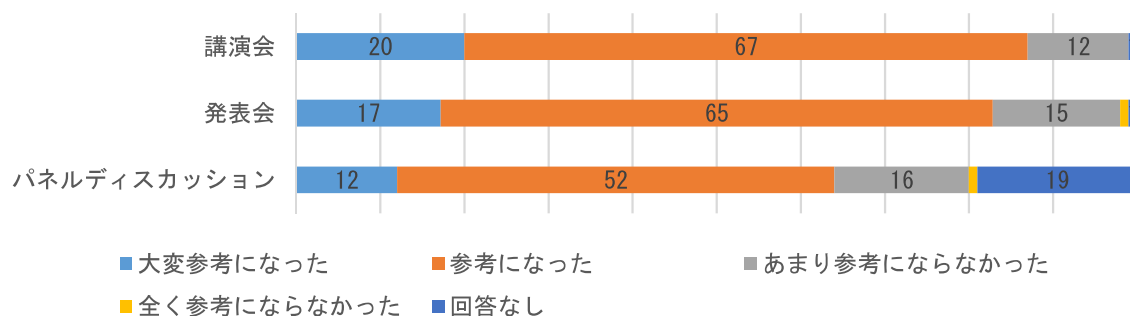
佐治：合併地域の中で一番人口減少や高齢化が突出している。できることから少しずつ住民主体で取り組んでいくことが大事。

宮下：フィールドワークではコーディネーターに引っ張ってもらい課題が明確になった。こうした専門家を市に支援していただきたい。

市長：地域の特性や強みを生かした地域運営を行っていただきたい。来年度以降、具体的に地域の実情や時代に即した制度、支援の見直しを行いたい。

4. アンケート

概ね、参考になったとの評価をいただいた。



<主な意見>

- ・豊岡市は思い切り組織改革されている。目的を達成しやすい構造であると感じた。
- ・同様の課題・問題が多い。組織や活動の洗い出しが必要である。
- ・地区公民館、まちづくり協議会の位置づけの明確化が必要。行政側の改革を期待している。
- ・地区全体で事業の棚卸しの必要性を感じた。まちづくり事業の評価の仕組みを考えたい。

資料6

令和元年度～令和2年度 市民自治推進委員会 スケジュール

	令和元年度				令和2年度			
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
委員会開催月目安	①	②	③ ④	⑤ ⑥	① ② ③	④ ⑤ ⑥	⑦ ⑧	⑨ ⑩
委嘱状の交付、委員長の選出	●							
活動計画の確認	●				●			
市民まちづくり提案事業(市民活動促進部門)審査会委員の選出	●				●			
市民まちづくり提案事業(協働事業部門)の審査		●				●		
市民活動表彰者の選考			●				●	
先進地視察				●				
参画と協働のまちづくりフォーラム	実施時期・方向性の決定		準備(内容検討)		実施			
委員会意見書の提出							内容の検討・作成	提出
自治基本条例の見直し答申			事前調査等		諮問～見直し審議～答申			

地域組織のあり方検討	検討状況は随時委員会で報告
------------	---------------